

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧【 融資・農林漁業者向け特例措置 】 ※最新の情報を実施機関のホームページ等で確認下さい。

実施機関	日本政策金融公庫		
対象資金	農林漁業セーフティネット資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） ③ 経営体育成強化資金 ④ 農林漁業施設資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 漁業経営改善支援資金 ③ 農林漁業施設資金
対象者	新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった方。	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方。	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方。
具体的な措置内容	融資限度額の引き上げ 〔括弧内は通常の見扱い〕 一般：1,200万円〔600万円〕 特認（※）：年間経費等の12分の12 〔同12分の6〕 （※）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。	① 金利負担軽減措置 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。 ② 実質無担保措置(対象資金①②③のみ) 実質無担保（※）となります。 （※）担保は融資対象物件に限る貸付け。	① 金利負担軽減措置 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。 ② 実質無担保措置（農林漁業セーフティネット資金のみ） 実質無担保（※）となります。 （※）担保は融資対象物件に限る貸付け。
問合せ先 詳細 URL	日本政策金融公庫 0120-926-478 https://www.jfc.go.jp/		